

仕様書

令和8年度一般定期健康診断等業務の単価契約の実施に当たっては、単価契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務内容

(1) 目的

下記(2)対象機関の職員に、人事院規則10-4第20条、第21条、第22条の2及び第24条の2に定める定期の健康診断等を実施するものである。

(2) 対象機関

九州農政局、北部九州土地改良調査管理事務所（熊本支所、産山村駐在）、南部九州土地改良調査管理事務所、土地改良技術事務所、八代平野農業水利事業所、宇城農地整備事業所、玉名横島海岸保全事業所及び八代海岸保全事業所

(3) 健康診断の検査項目及び内容

検査項目	内容
1. 一般定期健康診断	
基本診察	診察及び判定
身体計測	身長、体重
血圧測定	自動血圧測定器により測定を行い、医学的判断をすること。
聴力検査	基本診察の問診で、医師との受け答えにより判定する。
肥満度・腹囲測定	肥満度は、身長値、体重値から次式により算出した値について医学的判断をすること。 【(体重キログラム) ÷ (身長メートル) ÷ (身長メートル)】 腹囲は、実測を行い、医学的判断をすること。
視力検査	左右の視力検査
尿検査	蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血の4項目について検査すること。
胸部エックス検査 (健診車又は受注者の医療施設)	デジタル撮影を行い、写真等診断による肺癌及び結核等の読影をすること。
心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導により検査を行うこと。

検査項目	内容
血液検査	
【生化学的検査】	
・肝機能検査	G O T 、 G P T 、 γ - G T P
・血中脂質検査	L D L コレステロール、 H D L コレステロール、中性脂肪 (T G)
・血糖検査	空腹時血糖 上記内容を網羅する 10 項目以上とすること。
【形態学的検査】	
・貧血検査	血色素量 (H b) 、赤血球数 (R B C) 、白血球数 (W B C) 、血小板数について検査すること。
胃部エックス線検査 (健診車又は受注者の医療施設)	デジタル撮影を行い、写真等診断による読影をすること。(造影剤 (バリウム) 使用)
便潜血反応検査	2 日法 (便中ヘモグロビン)
2. 一般定期健康診断の 二次健診及び保健指導	
基本診察	診察なし判定
血液検査	空腹時における血中グルコース (血糖) 、ヘモグロビン A 1 c 、 L D L コレステロール、 H D L コレステロール、中性脂肪 (T G) について検査すること。
尿検査	微量アルブミンについて検査すること。
心電図検査 (又は胸部超音波検査)	負荷心電図検査又は心臓超音波検査を行うこと。
超音波検査	断層撮影法により頸部の超音波検査を行うこと。
保健指導	検査結果について脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導を行うこと。
3. 特別定期健康診断	
【運転手】	
基本診察	診察及び判定

検査項目	内容
自覚症状等の検査	頭痛、腰痛、胃症状等及び頸部、腰部の機能の問診
眼の検査	視力、視野
耳鼻咽喉検査	聴力、平衡機能検査
内科検査	全血比重、血压
上肢の機能検査	握力検査
4. 臨時の健康診断	
基本診察	診察なし判定
血压測定	自動血压測定器により測定を行い、医学的判断をすること。
尿検査	蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血の4項目について検査すること。
血液検査（生化学的検査）	一般定期健康診断と同様。
血液検査（形態学的検査）	一般定期健康診断と同様。
面接指導	検査結果を踏まえ、必要に応じて面接して指導を行うこと。

(3) 受診予定人数 別紙受診予定人数のとおり

(4) 実施期間及び実施場所

①一般定期健康診断

ア 令和8年6月又は7月のうち8日程度 各々午前8時30分から午後3時
熊本地方合同庁舎内会議室及び受注者の健診車

イ 上記アの実施日以降
受注者の医療施設

②一般定期健康診断の二次健診及び保健指導

令和9年2月又は3月、熊本地方合同庁舎内会議室及び受注者の医療施設

③特別定期健康診断

令和8年7月及び令和9年1月、受注者の医療施設

④臨時の健康診断

毎月中下旬、熊本地方合同庁舎内会議室又は受注者の医療施設

2 一般事項

(1) 健康診断実施の留意事項

- ア 受注者は、検査に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。
- イ 医師、看護師、エックス線技師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確、親切を旨として健康診断を行わなければならない。
- ウ 胸部エックス線検査及び胃部エックス線検査は、発注者の指定した場所において受注者の健診車若しくは受注者の医療施設において行うものとし、撮影した写真等の読影は受注者の責任において医師のダブルチェックを行うものとする。
- エ 前各号に掲げる検査以外の検査等も、発注者の指定した場所において行うものとする。

(2) 健康診断実施結果の報告

検査結果は監督職員へ、文書で2部報告するものとする。なお、報告期限は各健康診断実施後、6週間以内とする。ただし最終報告期限は令和9年3月31日とする。

3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- (1) 環境関係法令の遵守以外の取組 受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。
 - ① みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
 - ② エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
 - ③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること

4 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項について、疑義を生じたときは、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

(2) 補足事項

特定健康診断にかかる健診結果データの納品については、農林水産省共済組合と別途調整を行うこと。

参考：厚生労働省が定める電子的な標準様式の仕様に即した XML 形式

（参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/xml_30799.html）

受診予定人数

検査項目	受診予定人数 (単位:人)								備考	
	全体	九州農政局本局	北部九州土地改良調査管理事務所	南部九州土地改良調査管理事務所	土地改良技術事務所	八代平野農業水利事業所	宇城農地整備事業所	玉名横島海岸保全事業所		
一般定期健康診断	基本診察	584	451	8		27	39	36	12	11 (身体計測、血圧測定、聴力検査、肥満度・腹囲測定含む)
	視力検査	584	451	8		27	39	36	12	11
	尿検査	584	451	8		27	39	36	12	11
	胸部エックス線検査(健診車)	569	442	6		26	39	35	11	10
	胸部エックス線検査(医療施設)	15	9	2		1	0	1	1	1
	心電図検査	511	396	8		27	27	30	12	11
	血液検査(生化学的検査)	514	399	8		27	27	30	12	11
	血液検査(形態学的検査)	514	399	8		27	27	30	12	11
	胃部エックス線検査(健診車)	443	336	6		26	19	35	11	10
	胃部エックス線検査(医療施設)	9	3	2		1	0	1	1	1
二次健診及び保健指導	便潜血反応検査	502	387	8		27	27	30	12	11
	基本診察	13	8	1		1		1	1	1
	血液検査	13	8	1		1		1	1	1
	尿検査	13	8	1		1		1	1	1
	心電図検査(又は胸部超音波検査)	13	8	1		1		1	1	1
	超音波検査	13	8	1		1		1	1	1
特別定期健康診断	保健指導	13	8	1		1		1	1	1
	運転手									
	基本診察	16	10		2	2	2			8名×年2回 (自覚症状等の検査、上肢の機能検査含む)
	眼の検査	16	10		2	2	2			8名×年2回
	耳鼻咽喉検査	16	10		2	2	2			8名×年2回
臨時の健康診断	内科検査	16	10		2	2	2			8名×年2回
	基本診察	104	78	1		4	4	15	1	1 (血圧測定含む)
	尿検査	104	78	1		4	4	15	1	1
	血液検査(生化学的検査)	104	78	1		4	4	15	1	1
	血液検査(形態学的検査)	104	78	1		4	4	15	1	1
面接指導	面接指導	37	20	1		4		10	1	1

※受診予定人数は、入札公告時の見込み人数であり、変更がある場合がある。